

◇武藤 健君

○議長（後松一成君） 32番、武藤 健君の一般質問を許可いたします。 32番、武藤 健君。

（32番 武藤 健君 登壇）

○32番（武藤 健君） 一般質問いたします。

私は二つのことを質問いたしますが、最初は物品購入比率を町の業者に高めていただきたいと いうこと。二つ目は、資格証明書の交付について質問いたします。

一つ目の方から。不況下で町の商工業者の皆さんの暮らしをも大変になっております。当然、努力していることとは思いますが、町及び関係部局で使用する物品とか消費するすべての物品の町業者の納入比率を高めていただきたいと考えております。また、一部業者に偏らず公平な配分に心がけていただきたいし、このことが町業者へのカンフルにはならなくてもそういう姿勢こそが大変大事だと思いますので、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 答弁、松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 武藤議員のご質問にお答えいたします。

町内業者からの物品購入比率についてですが、これまで軽微な修繕や物品の購入については町内業者で対応できるものについては見積もり徴取や事務手続など地方自治法や財務規則で定められた取り扱いを遵守しながらできる範囲で機会に配慮しており、今後もその方針で望んでまいりたいと考えております。また加えまして、請負工事についても言及させていただきますが、町内業者にはできる範囲でそうした機会について配慮しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

しかし、ともに入札執行に当たっては競争の原則は大切に最小の経費で最大の効果を上げるとともに、総合的な町民利益をかんがみて求める仕様を満たしてできるだけ低廉に納入、あるいは受け入れをしていただくように公正に執行しておりますので、あわせてご理解いただきたい と思います。

参考までにこれまでの状況を報告しますと、合併後、平成16年度中にまずは請負工事契約の競争入札についてですが、工事は34件ありまして、契約額が3億4,729万円、うち町内に住所を有する業者が落札した件数は27件、落札額3億3,729万円で、契約比率は97.1%になっております。物品については26件で、契約額では5,176万円、うち町内に住所を有する業者が落札した件数は5件、822万円、その契約比率は15.8%となっております。このほかに食材供給は45業者から1億1,200万円を納入していただき、うち町内が30業者、3億500万円で、購入比率が31.3%、小規模な修繕や燃料の納入はほぼ100%が町内業者からの納入実績となっております。な

お、特殊な物品の場合はその取り扱い業者が町内にいないという場合がありますので、何とぞご理解いただきたいと思えます。

以上でもちまして、答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 32番。

○32番（武藤 健君） ありがとうございます。当然、町ですから努力していることは十分わかりますが、極端な話をしますと、ボールペンから紙まで町の業者から買っていただきたいと、そういうことであります。

次に、国保の資格証明書の交付についてお伺いいたします。

国民健康保険事業状況を見ますと、長引く経済の低迷により離職者の増加等によりここ数年間、国保の加入者が増加しております。また、課税総所得金額は下がり続けて負担率は13.59%にまでなっています。高い国保税はますます払えないものになって住民の皆さんの家計を圧迫しております。12月定例会でもこの問題を取り上げ資格証明書を交付しないでいただきたいと申し入れました。本定例会には新町美郷町の国保税の税率を統一するということが提案されています。合併の理念であります、負担は低い方に合わせてあるでしょうか。資格証明書の交付といえは聞こえはいいんですが、早い話が保険証の取り上げですから住民の皆さんの命にかかわる問題です。保険税を支払うことが困難で滞納する世帯が一時的にせよ、医療費の全額を支払うことは困難なことです。国民皆保険と言いながら保険証を取り上げる過酷なペナルティーです。全国的に見ますと、保険証を取り上げられたことにより医者にかかれず病気が悪化したり亡くなったという悲惨な報告もあります。

私が生活と健康を守る会の活動の中でお世話をさせていただいた方のお話を少しだけさせていただきます。この方はかなり高額な給料をいただいた方でしたが、勤めていた会社が倒産、国保に加入しましたが払い切れずに滞納、減免制度もわからず大変困ったそうです。悪いことは続くもので今度は奥さんが交通事故に遭いました。にっちもさっちも立ち行かなくなりました。この方はこのとき、こう言っていました。世の中はお金がないだの、暮らしが大変だのと不満を言う人は自分がちゃんとやらないからだと思っていたそうです。ところが、自分の身に降りかかったら世の中どうにもならないこともあるものだなとつくづく思ったそうです。国保税は前年度所得に課税されますからこんなことも起こるわけです。そのために減額免除の制度もありますからどうか周知徹底していただきたい。国保新年度、新町美郷町からは1枚の資格証明書も交付せずに納税者の皆さんと相談しながら対処していただきたいと考えます。困難な時代にこそ、住民の命と暮らしを守るのが地方自治の本旨と考えますし、町長が目指す住みたくなる美郷町のためにも大事なことと考えますが、町長の見

解を伺います。

○議長（後松一成君） 32番の一般質問に対する答弁を求めます。松田町長。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えする前に先ほどの答弁で私、数字を間違っておりましたので訂正させていただきます。食材供給について町内30業者が「3億円」というふうに申しましたが、「3500万円」の間違いですので訂正させていただきながらおわび申し上げます。

ただいまのご質問についてお答えいたします。国民健康保険の資格証明書発行の問題についてですが、12月定例会において同様のご質問をいただき、その答弁に対しまして優等生過ぎて聞きづらい旨のご指摘をちょうだいしましたが、この問題は大変に繊細な問題でありますので再度のご指摘を恐れず答弁させていただきますのでよろしく願いいたします。

被保険者間の負担の公平性を確保して健全な国民健康保険財政の運営に資するために要綱でこれら資格証明書等の交付措置が定められておりますことは議員もご存じのことと思えます。国保税は納付期限までに納付しない場合、保険者より督促を受けることとなりますが、その後も納付されない場合、納付相談及び指導等が行われます。そうした後にも納付されない場合、被保険者証を返還していただき滞納世帯主に対して有効期間6カ月を超えない短期被保険者証が交付されることとなります。また、納付相談及び指導にも応じない場合、あるいは納付期限から1年を過ぎても滞納の場合、資格証明書が交付されることとなります。資格証明書交付措置の解除については滞納している保険税を完納した場合、あるいは確実に納付が履行されると見込まれる場合のほか、特別な事情として省令で次の場合に限り、交付措置の解除を認めております。災害、盗難、本人及び親族の病気、世帯主の事業の廃止及び損失等により国民健康保険税を納付することができない事情があると認められる場合です。資格証明書の交付を受けると医療費を一たん全額自己負担することになり大きな負担となりますし、医療費の一部負担を除く負担額については国保窓口にて申請をすれば支給を受けられますが、受けるまで期間もかかることとなりますのでこうしたことに十分ご理解をいただき、資格証明書の交付に至らないよう望みたいと存じます。なお、納税は国民の義務でありますし、国民健康保険が被保険者の税収入が基本とされている以上、どうか皆様方には義務を遂行していただき、こうしたことに至らないように重ねてお願いするものであります。

なお、先ほど議員がご指摘の個別具体の事例の中にもありましたが、減免の制度について十二分に周知することについては、行政として怠りなく頑張ってまいりたい所存でありますのでご理解いただきまして答弁を終わりたいと思います。

○議長（後松一成君） 32番。

○32番（武藤 健君） 今、町長がお答えしてくれたことは 12月の定例会でお聞きしました。私も生活と健康を守る会の役員をやっておりますからどういうふうになると資格証明書が発行されたり、短期保険証が発行されるかということは存じ上げております。その上で再度、町長に聞きますが、町長は資格証明書の発行はいたし方ないものと考えますか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 制度として確立した制度であり、要綱にのっとって公平に執行していくことが、それが全体に対する公平性の担保でもあるというふうに認識しております。

○議長（後松一成君） 32番。

○32番（武藤 健君） 町長の答弁のまま素直に聞くと、お金のない人は死ななくちゃいけないんですか、町長、どうなります。

○議長（後松一成君） 町長。

○町長（松田知己君） 極端な事例はお答えできませんが、いずれ特別な事情がある場合はそれを解除するというふうなことがあることは議員ご存じのとおりだと思いますので、その特別な事情に該当するかしないかというふうな個別の問題になろうかと思います。

○議長（後松一成君） 32番。

○32番（武藤 健君） 私、いろいろ調べてみました。そうしたら、町長が村長時代の仙南村では資格証明書は出ていませんでした。六郷と千畑で出ていました。そのノウハウを美郷町に生かしてください。

資格証明書を発行されますと、だれもなりたくて貧しくなるのではないのでいろんな事情があってお金が払えなくなったりしたら、どうしたらいいかといったら簡単だと思うんですよ。執行停止にしたらいいと思うんです、払わなかったら。払える事情にあるにもかかわらず払わなかったら差し押さえすればいいでしょう。払わないやつをみんな悪い者だと決めつけしないで、やっぱり私は町長が不利益なものをするときには町長は住民に対して、納税者に対して十分な相談と指導を行わなければならないというのが12条にありますよね。私は、それを生かしたら滞納したやつはしょうがない、滞納するやつが悪いんだからだめだという考えはやめていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○議長（後松一成君） 答弁、松田町長。

○町長（松田知己君） 議員ご指摘のとおり、さまざまなケースでさまざまな事情をお抱えのことと思います。そのために納付相談がありますのでそういった納付相談に来ていただくことがまず 第一歩かと理解しております。

○議長（後松一成君） 32番。

○32番（武藤 健君） どうか美郷町の松田町長からは資格証明書の発行がないようにして  
いただきたいということを強く要望して終わります。

○議長（後松一成君） 以上で32番、武藤 健君の一般質問を終結いたします。